

平成30年(国)第1136号

令和2年1月31日

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付けで、再審査請求人に対してした、後記「事実」欄第2の2(4)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、国民年金法(以下「国年法」という。)の規定に基づく被保険者であった亡A(以下「A」という。)が死亡したため、Aの妻であるとして、遺族基礎年金の裁定を請求したところ、厚生労働大臣が、請求人に対し、Aの死亡当時、同人によって生計を維持されていた配偶者と認められないとして、遺族基礎年金を支給しないとする旨の処分(以下「原処分」という。)をしたことから、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした事案である。

2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日にAと婚姻の届出をした同人の妻である。
- (2) Aは、平成〇年〇月〇日に行方不明となり、平成〇年〇月〇日にAの遺体の一部が発見された。
- (3) 請求人は、Aの配偶者であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aに係る遺族基礎年金の裁定を請求した。
- (4) 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「受給権発生日

時点での生計維持関係が認められないため」という理由で、遺族基礎年金を支給しないとする処分(原処分)をした。

- (5) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張

(略)

理由

第1 問題点

- 1 所定の保険料納付要件を満たした国民年金の被保険者が死亡した場合、死亡した者(以下「死亡者」という。)の配偶者で、死亡の当時死亡者によって生計を維持し、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子又は20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある未婚の子(以下、併せて「適格子」という。)と生計を同じくするものには、遺族基礎年金が支給される。そして、死亡者によって生計を維持した配偶者とは、死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、併せて「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(国年法第37条第1号、第37条の2第1項及び第3項、国民年金法施行令第6条の4並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。
- 2 また、本件通知は、生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者の生計維持関係の認定及び生計同一関係の認定については、その認定をすべき日において、後記生計同一に関する認定要件を満たす場合に、死亡者と生計維持関係又は生計同一関係があるものと認定するものとし、ただし、これにより生計同一関係の認定

を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない」と定めた上、生計同一に関する認定要件として、次のとおり定めている。

「生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者に係る生計同一関係の認定に当たっては、次に該当する者は生計を同じくしていた者又は生計を同じくする者に該当するものとする。

- ① 生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者が配偶者又は子である場合
 - ア 住民票上同一世帯に属しているとき
 - イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
 - ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき
 - (ア) 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき
 - (イ) 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき
 - ㊦ 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること
 - ㊧ 定期的に音信、訪問が行われていること

3 本件の場合、Aの死亡の当時、Aが所定の保険料納付要件を満たした国民年金の被保険者であったこと、請求人が、Aの妻であって、適格子である後記B及びCと生計を同じくしていたこと、請求人が、基準額を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては当事者間に争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が、Aの死亡当時、同人と生計を同じくしていたと認めることができないかどうか、ということである。

第2 当審査会の判断

1 本件記録によれば、前記「事実」欄第2の2記載の事実のほか、以下のとおり認められる。

- (1) 請求人（昭和〇年〇月〇日生）とA（昭和〇年〇月〇日生）は、平成〇年〇月〇日に婚姻し、平成〇年〇月〇日にB（以下「B」という。）及び平成〇年〇月〇日にC（以下「C」という。）をもうけ、平成〇年〇月〇日にAが行方不明となった当時も婚姻関係は継続していた。Aの死亡日時は不詳であり、死亡届の届出人は、親族のDである。
- (2) Aが行方不明となった平成〇年〇月〇日時点での請求人とA、B及びCの住民票上の住所は、〇〇郡〇〇町〇〇-〇-〇 〇〇〇〇〇〇であり、Aが世帯主、請求人は妻、B及びCが子として登録されていたが、平成〇年〇月〇日に世帯主がAから請求人に変更された。
- (3) 当審査会の照会に対する請求人の回答は次のとおりである。

ア Aが行方不明となった状況について

「…数日前からの腰痛、不眠、寝付きの悪さがあり、眠れないために夜に散歩する事が度々見受けられ…失踪する前日にも夜中に眠れず散歩をしていた…その帰宅は翌朝の出勤時刻間際で、私が聞くよりも前に「眠れなかったから散歩していた」との事を伝え、すぐに出勤準備をして、朝食も食べずに出ていきました。夜中のさんばは今までに何度かありましたが、朝まで帰らなかったのは初めてだったため、違和感がありました。その日の仕事から帰宅後、食欲がない事と（朝食も食べていないのに）子供達の就寝後、私に抱きついてきて震えながら泣いており、事情を聞いても「何でもない」とくり返すだけでした。数日前からの異変と上記の行動がおかしな事であったと思ったものの、当時、職場復帰したばかりだった事と次男の夜中の授乳

がまだ数回あった事もあり、疲労していて、それ以上問い直す事をしないで眠ってしまいました。その後○時頃授乳で起きた時には、昨日と同じで散歩にでも行ったのであろうと思ったものの、翌朝に姿がなかった時に、そうではないかもしれない、という思いがよぎり、メールや電話で所在を確認した所、本人が使っていた寝具の下からわずかな着信音をして携帯電話を持っていなかった事を知りました。胸騒ぎがしましたが、長男、次男がいるため、二人の朝食や着替えなどの準備を済ませてから、子供達と私で車で近所を探しに行ったのですが、見つかる事が出来なかったため、夫の実家にいなかった事、警察へ出向く事を伝えてその後、○○警察署へ行方不明者届の提出となります。』

イ Aの行方不明者届提出の経緯について

「○○警察署へは夫が帰って来ない事、数日前からの異変を伝えた所、成人が自分の意志で失踪した場合、捜索願ではなく、行方不明者届の提出であると言われたため。』

ウ Aの健康保険・厚生年金保険に係る被保険者資格喪失日が平成○年○月○日となっている経緯について

「夫の勤務先に行方不明である事を伝えた所、帰ってくるまでは有給扱いにするが、それ以上は退職とさせてもらうと言われ、了承したため。』

(4) A名義のa銀行普通預金の口座には、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの記録の記載があり、○○.ホショウセイド、○○○○キョウサイ、○○○○○セイメイ、○○○ケイタイなどの公共料金の自動引き落としがみられるがその他の引き出しはみられない。A名義のb銀行普通預金の口座には、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの記録の記載があり、平成○年○月○日に○○万円、平成○年○

月○日に○○万円のそれぞれ出金のみられる。なお、再審査請求代理人からの追加意見書によれば、A名義の口座の出金記録について、「…亡き夫名義のb銀行普通預金口座(口座Aとする)から引き出された平成○年○月○日の○○○,○○○円及び平成○年○月○日の○○○,○○○円について説明する。口座Aは、児童手当及び特別児童扶養手当等を管理していた口座である。亡き夫は、以前より口座Aから定期的にまとまった金額を引き出し、夫名義のc銀行定期預金口座(これを「口座B」とする。)に積み立てるなどしていた。亡き夫が行方不明となった後、その役目を担うこととなった請求人は、平成○年○月○日に○○○,○○○円を引き出したが、行方不明である夫名義の口座に入金した場合に、その流動性に問題があるため、別の口座へ入金することを検討した。子育てと仕事に追われそのままにしていたところ、知人から情報提供を受け、親権者が管理できる長男B名義の定期預金口座(口座C)をd銀行に開設した。平成○年○月○日の○○○,○○○円と平成○年○月○日の○○○,○○○円の計○○○,○○○円は、同月○日に口座Cに預けられている。」と記載されている。B名義のd銀行e支店の定期預金には、平成○年○月○日にマル優元利継続スーパー定期として、○○○,○○○円及び○○○,○○○円がそれぞれ記帳されている。

(5) f病院E医師作成の平成○年○月○日付け死体検案書から主な部分を摘記すると、次のとおりである。

死亡したとき：不詳(死後1～数年経過と推定)

死亡したところ：○○市○○地内の山中

死亡の原因(直接死因)：不詳

死亡までの期間：不詳

解剖：頭蓋骨のみの白骨、外傷はなし

被害が発生したとき：平成○年○月○日午前○時頃発見

手段及び状況：平成○年○月○日午前○時頃、上記場所（注：○○市）において、測量中の作業員が、山中の沢で頭蓋骨を発見したもの

- (6) Aの勤務先会社作成に係るAの平成○年○月○日から同年○月○日までの勤態表から必要部分を摘記すると、次のとおりである。

勤務年月	実労働日数	休日日数	有給休暇	欠勤・病欠
○/○	○.○日	○.○日		
○/○	○.○日	○.○日	○.○日	
○/○	○.○日	○.○日	○.○日	

（注：空欄は記載なし）

Aは、平成○年○月○日（○曜日）までは通常どおり勤務し、同月○日は法定休日、同月○日は所定休日、同月○日から有給休暇とされている。

- (7) Aに係る被保険者記録照会回答票（資格画面）及び基礎年金番号情報照会回答票（被保険者情報）によると、平成○年○月○日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得し、平成○年○月○日に喪失しており、同年○月○日に国民年金の被保険者資格を取得し、平成○年○月○日に死亡喪失とされている。

2 以上の事情及び本件記録によれば、次の事実が認められる。

- (1) Aは、妻である請求人、子であるB及びCと住民票上の住所である自宅で生活していた。

Aは、不眠や腰痛に悩み、勤務先会社への不満から退職することを思い悩んでいた様子が見受けられ、請求人に対し、「俺は今に死ぬんだ」などと言うことがあった。

- (2) Aは、眠れずに夜中に散歩することがあったが、行方不明となった平成○年○月○日は、散歩から戻ったのが朝の出勤間際であり、朝食も摂らずに出勤した。同日、Aは、帰宅後も食欲が

なく、子らが就寝後、請求人に抱きついて震えながら泣いており、請求人が事情を尋ねても「何でもない」と繰り返すだけであった。請求人が同日午後○時頃に目を覚ますとAの姿はなく、翌朝も姿が見えなかった。請求人は、Aの携帯電話に連絡したが、Aの携帯電話は寝具の下に置かれていた。

請求人は、子らを連れて自動車で近隣を探したが、Aは見付からず、同日、○○警察署に行方不明者届を提出した。

Aの財布、キャッシュカードは残されていなかったが、同日以降、Aのキャッシュカードが使用された形跡はない。

- (3) その後もAの消息は不明のままであったところ、平成○年○月○日午前○時頃、○○市○○地内の山中でAの頭蓋骨が発見された。同所は、自宅から数キロメートルの所であった。

以上の事実関係に照らせば、Aは、平成○年○月○日夜に行方不明となっても間もない頃に自殺又は事故により死亡したものと推認するのが自然かつ合理的である。Aが、家族に知らせることもなく長期間生存した上、自宅の近傍で死亡したなどという事態は考えにくい。

また、上記認定の事情に照らせば、Aの死亡当時、請求人はAと生計を同じくしていたと認めるのが相当である。

- 3 以上によれば、請求人は、Aの死亡による遺族基礎年金の受給権を有することになる。よって、請求人に対し遺族基礎年金を支給しないとした原処分は妥当ではなく、これを取り消すべきである。

なお、遺族厚生年金の支給については、別途同年金の裁定請求を行う必要があることを付言する。

以上の理由から、主文のとおり裁決する。